

# 災害時要援護者支援 に関する説明会

令和5年8月

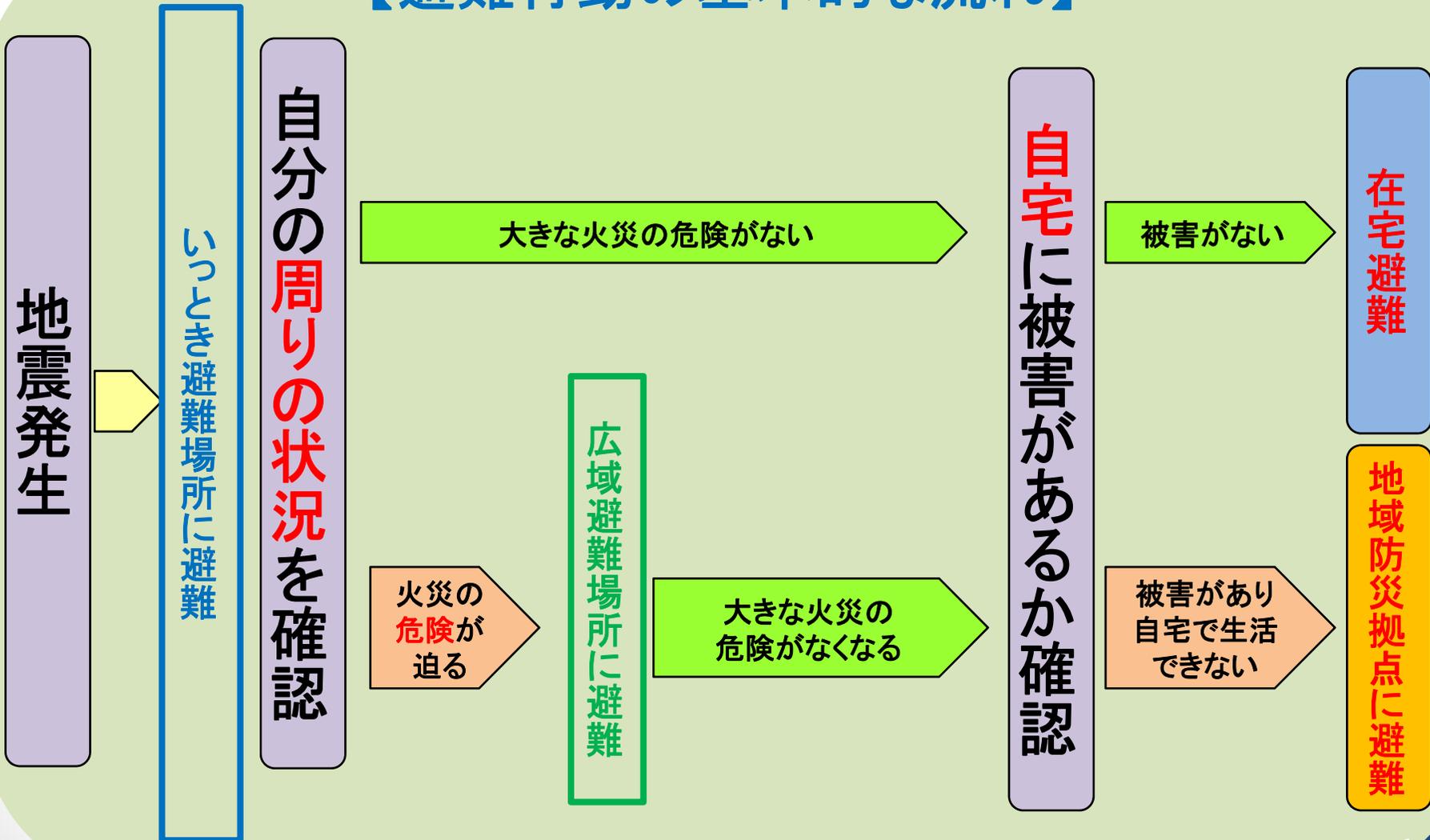
南区役所総務課、福祉保健課、  
高齢・障害支援課

## 本日の内容

- 1 事業概要説明
- 2 災害時要援護者名簿の提供について
- 3 名簿の取扱い(個人情報保護)について
- 4 地域での取組について・事例発表

# 大きな地震が発生したら

## 【避難行動の基本的な流れ】



# 東日本大震災では、多数の高齢者等が犠牲となりました…

東日本大震災において…

被災地全体の死亡者のうち

○65歳以上高齢者の死者数は約6割

○障害者の死亡率は全体の死亡率の約2倍

一方で、

○消防職員・団員の死者行方不明者は281人

○民生委員の死者・行方不明者は56人

多くの支援者も犠牲となりました。



「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府)」より

# 近年の豪雨災害でも高齢者等に被害が集中しています

## ●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70%(131人/199人)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合約80%(45人/51人))

## ●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65%(55人/84人)

## ●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79%(63人/80人)

(うち熊本県約85%(55人/65人))



## 災害時要援護者支援とは

本市では、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要と考え、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基づく減災を推進しています。

災害時における安否確認、避難生活支援等の取組には、共助の力が不可欠であり、日頃からの地域と要援護者の間での関係づくりを進めることが大切です。

# 災害時要援護者とは

## 「災害時要援護者」とは…

災害発生時に避難すること等への支援が必要な方をいい、一般的には、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等があげられます。

南区では、自治会町内会ごとに要援護者名簿を作成し、地域に年1回名簿を提供しています。

## 【横浜市が作成する災害時要援護者名簿の対象者】

- (1) 介護保険要介護・要支援認定者で、次のア～ウのいずれかに該当する方
  - ア 要介護3以上の方
  - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
  - ウ 認知症のある方（要介護2以下）
- (2) 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている方（身体障害者、知的障害者、難病患者）
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- (4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

# 災害時要援護者数について

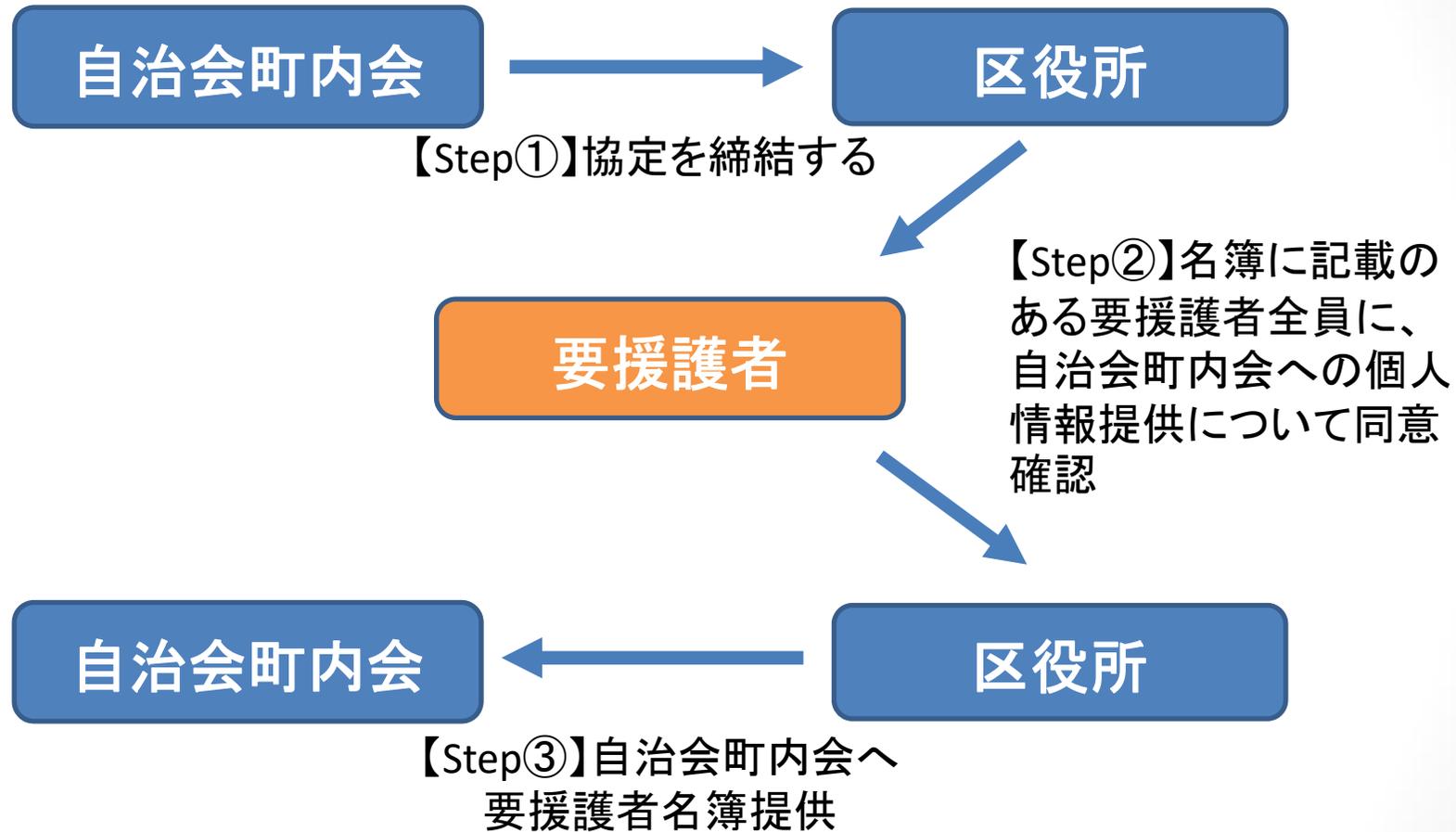
## 横浜市の要援護者の概況（要援護者数）

区名	人口	R5.3月末現在	
		在宅要援護者数	在宅要援護者割合
鶴見	295,504	12,237	4.1%
神奈川	248,789	10,481	4.2%
西	106,062	4,064	3.8%
中	151,052	8,209	5.4%
南	198,121	11,507	5.8%
港南	214,034	11,696	5.4%
保土ヶ谷	205,791	10,467	5%
旭	241,950	13,013	5.3%
磯子	165,416	8,421	5.0%
金沢	195,348	9,975	5.1%
港北	362,626	12,993	3.5%
緑	182,670	7,786	4.2%
青葉	309,909	10,802	3.4%
都筑	214,808	7,011	3.2%
戸塚	283,155	13,155	4.6%
栄	120,713	6,320	5.2%
泉	151,180	7,836	5.1%
瀬谷	121,536	7,364	6.0%
全市	3,768,664	173,337	4.5%

要援護者率が18区で2番目に多くなっています

健康福祉局  
調べ

# 要援護者名簿提供の手順

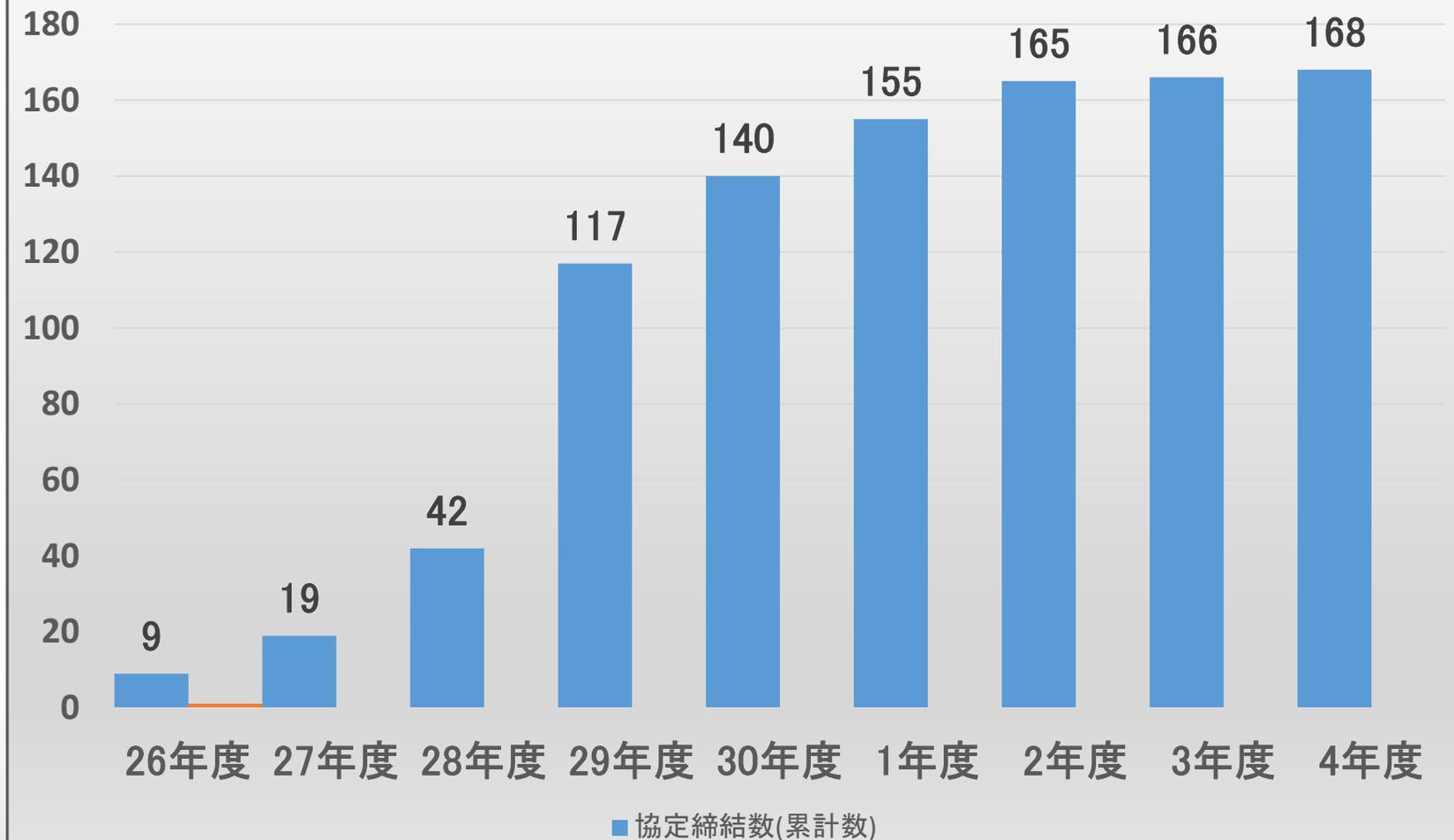


区からの要援護者名簿にて要援護者の把握ができます

# 区との協定締結について

8割を超える自治会町内会と協定を締結しています。

## 災害時要援護者名簿の提供状況



# 災害時要援護者名簿について

区から自治会町内会へお渡しする  
災害時要援護者名簿のイメージ

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他
横浜 太郎	〇〇一丁目〇番〇号	昭和〇年〇月〇日	男	045-XXX-XXXX	○		
南 花子	〇〇町〇〇番	平成〇年〇月〇日	女	090-XXXX-XXXX		○	

参考：南区内 協定締結数（名簿提供数） 令和5年7月末現在

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
204	168

# 名簿の取扱い(個人情報保護)について

## ◆名簿の共有について

区から提供する名簿は、あらかじめ本人の同意をとっているため、地域の支援者の皆様に共有することができます。

## ◆名簿を共有する範囲について

共有する範囲に制限はなく、取組の仕方によって、①会長のみ②役員 ③要援護者支援の取組のために募集した方等、範囲を決めたうえで情報を共有することが可能です。

ただし、名簿を共有する人について、あらかじめ個人情報に関する研修を行い、区に報告いただく必要があります。

## ◆名簿の一部の情報を共有する場合

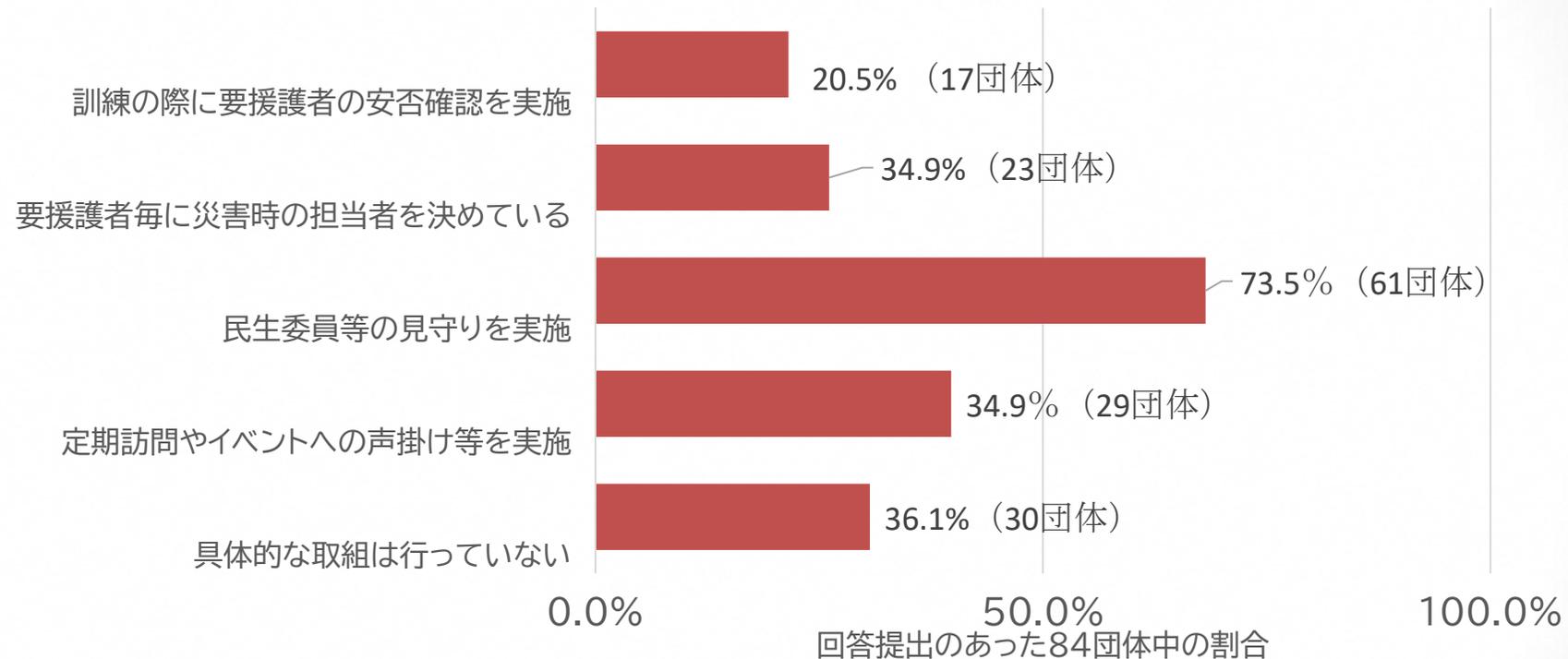
要援護者ごとにあらかじめ担当者を決めておくなど、一部の要援護者の情報のみを共有する場合は、区に報告いただく必要はありません。ただし、個人情報の取扱いについては、ルールを定めるなど十分注意いただくようお願いします。

## ◆名簿のデータ化について

原則として電子データ化はできませんが、情報更新等の必要がある場合には、区にご相談ください。

# 自治会・町内会アンケート結果

## 【アンケート結果①】 要援護者支援の取組状況

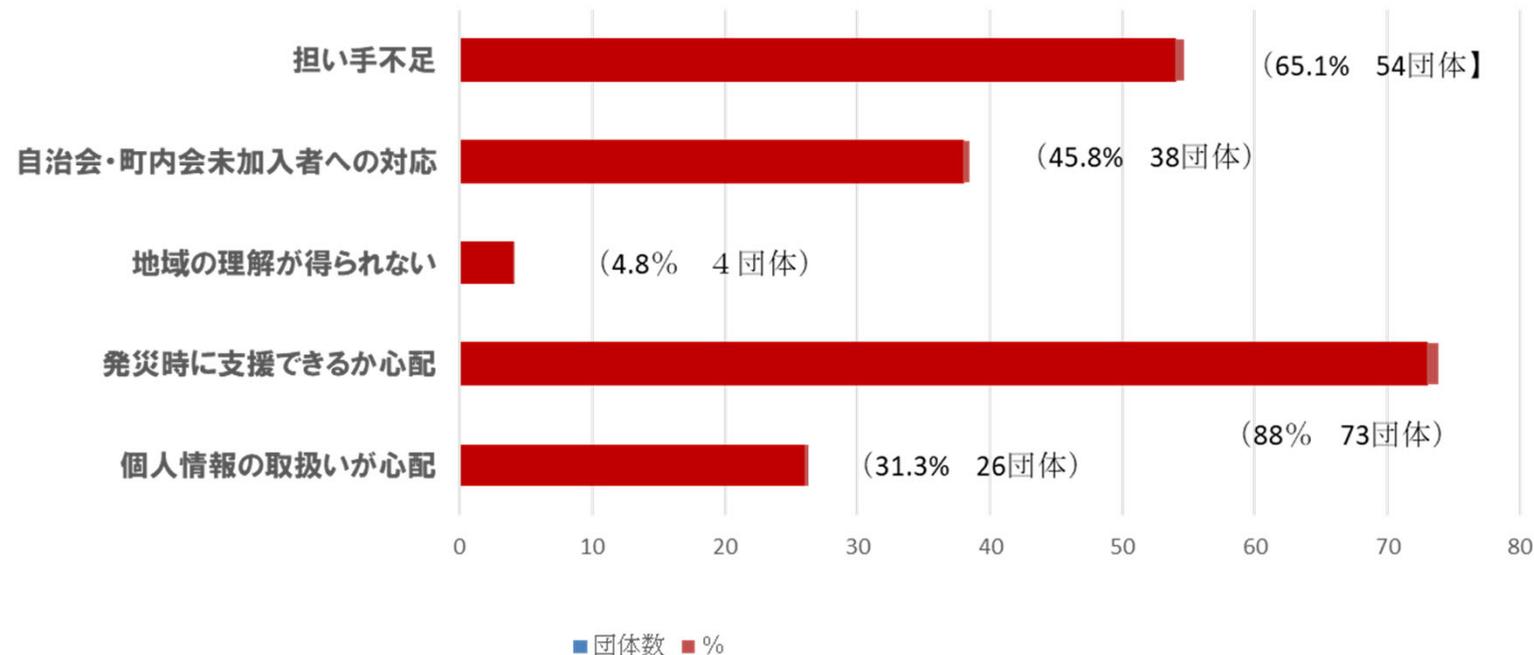


7割の団体で見守り等を実施しています

令和4年度南区  
アンケート調査より

# 自治会・町内会アンケート結果

【アンケート結果②】 支援上の課題



約6割の団体で担い手不足  
約8割の団体で発災時に支援できるか心配  
約3割の団体で個人情報の取り扱いが心配

令和4年度南区アンケート調査より

## 名簿を活用した取組について

Q 自治会町内会が名簿を活用して、何かしなければいけない事がありますか？



絶対にやらなければいけない事はありません。  
ですが、自治会町内会で  
何ができるか、ということには是非考えてみてください

顔の見える関係づくり

平常時の見守り

災害時の安否確認

無理のない  
範囲で!!

## 個別避難計画（災害時要援護者支援事業）

○高齢者や障害者など、災害時に一人では避難することが困難な方について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものを「個別避難計画」といいます。

令和3年5月の、災害対策法の改正で、個別避難計画の策定が地方自治体の努力義務とされました。



本市では、令和7年度を目標に、まずは風水害を想定して策定を進めることとしています。

## 最後に

災害時、被害を減らすために最も重要なのは  
普段からの備え(自助)と、  
隣近所での助け合い(共助)です。

災害時要援護者名簿は、その共助活動の一助  
となるものです。

まずは名簿を活用して、隣近所との  
『顔の見える関係づくり』からはじめて頂ければと  
思います。

南区役所 要援護者支援3課プロジェクト

総務課  
福祉保健課  
高齢・障害支援課